

平成30年度

海上交通情報処理システム試験調整

仕様書

第五管区海上保安本部

## 第1章 試験調整概要

### 1-1 目的及び件名

本件は、第五管区内に新設する情報処理システムの試験調整を行うもので、件名を「海上交通情報処理システム試験調整」という。

### 1-2 履行場所等

#### 【履行場所】

- ・赤穂御崎 AIS 局（無人施設）

兵庫県赤穂市御崎町字御崎山 163-4 赤穂御崎灯台内

- ・潮岬 AIS 局（無人施設）

和歌山県東牟婁郡串本町潮岬 2877 潮岬灯台内

- ・室戸岬 AIS 局（無人施設）

高知県室戸市室戸岬町字大坊屋敷 6939 室戸岬無線方位信号所内

- ・土佐山 AIS 局（無人施設）

高知県高知市土佐山都網 2242-18 土佐山受信所内

- ・土佐沖ノ島 AIS 局（無人施設）

高知県宿毛市沖ノ島町弘瀬字仲瀬 土佐沖ノ島灯台内

- ・江崎 AIS 局（有人施設）

兵庫県淡路市野島江崎 914-2 大阪湾海上交通センター内

#### 【管理事務所】

姫路海上保安部

田辺海上保安部

高知海上保安部

大阪湾海上交通センター

#### 【担当部署】

- ・第五管区海上保安本部交通部整備課

神戸市中央区波止場町 1-1 .078-391-6551

### 1-3 履行期限

平成 30 年 12 月 28 日

### 1-4 対象機器

装置名	型式	数量	備考
〔赤穂御埼 AIS 局〕			
AIS 陸上局装置	CIV-23B	1 式	
〔潮岬 AIS 局〕			
AIS 陸上局装置	CIV-23B	1 式	
〔室戸岬 AIS 局〕			
AIS 陸上局装置	CIV-23B	1 式	
〔土佐山 AIS 局〕			
AIS 陸上局装置	CIV-23B	1 式	
〔土佐沖ノ島 AIS 局〕			
AIS 陸上局装置	CIV-23B	1 式	
〔江崎 AIS 局〕			
AIS 情報管理装置	DIX-6	1 式	
AIS 陸上局装置	CIV-23B	1 式	

#### 1-5 試験調整概要

- ・試験調整 1 式

## 第 2 章 共通仕様

### 2-1 適用事項

本仕様書によるほか、次の基準等による。

- ・労働基準法及び労働安全衛生法
- ・電気設備技術基準
- ・電波法及びこれに基づく命令
- ・電気通信設備工事共通仕様書（最新版）
- ・各装置取扱説明書

### 2-2 試験調整

試験調整および改修（以下「試験調整等」という。）は、すべて仕様書に示された機能を完全に発揮させるように実施し、仕様書に明記のないものでも当然必要な事項は、誠実に行う。なお、試験調整は、当該装置に精通した技術者により行う。

### 2-3 監督及び検査職員

監督及び検査職員とは、支出負担行為担当官「第五管区海上保安本部長」が任命する職員をいう。

### 2-4 主任技術者および現場代理人

請負者は、当該装置及び関連装置に熟知した、十分な経験と専門知識を有する主任技術者及び現場代理人を定め、経歴書等を監督職員に提出し、監督職員の承諾

を受ける。なお、両者は兼ねることができる。

#### 2-5 工程表および試験調整計画書

試験調整等の実施に先立ち、実施工程表および試験調整計画書を作成し監督職員の承諾を受ける。

#### 2-6 疑義に対する協議

仕様書及び図面に明記のない場合または疑義を生じた場合、速やかに監督職員に申し出て協議し、その指示に従う。

#### 2-7 軽微な変更

部材の取り合わせおよび現場の都合により必要が生じた場合は、その作業に支障のない範囲内で、かつ他の工作物等に支障をおよぼさない場合に限り監督職員の承諾を得て、工法の変更をすることができる。

#### 2-8 業務休止

試験調整等による業務休止は、必要最小限度とし業務休止が必要となる場合は、事前に監督職員に作業内容、業務休止時間等の資料を提出し承諾を得た後に実施する。

#### 2-9 事前提出書類

請負者は、契約後、次の内容を記述した実施計画書を監督職員に提出し、承諾を受ける。

- (1) 試験調整計画書
- (2) 試験調整要領書
- (3) 実施工程表
- (4) 作業員名簿及び連絡先
- (5) 使用測定器一覧
- (6) その他必要事項

#### 2-10 完成図書

試験調整完了後、次の内容をA 4ファイルに整理し、取りまとめたものを担当部署及び管理事務所に各1部提出する。

- (1) 試験調整概要
- (2) 単体試験調整結果
- (3) 総合試験調整結果
- (4) 写真
- (5) 設定データ
- (6) OJT資料

(7) その他監督職員が指示するもの

2-11 秘密の保持

- (1) 本試験調整に伴い、知り得た情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を遵守して、その内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (2) 本仕様書に基づく作業遂行により知り得た情報について、不正アクセス行為の禁止等に関する法律を遵守し、不正アクセス行為を助長する行為を行ってはならない。

2-12 完成検査

検査は、検査職員が指示する日時に指定する検査方法で実施し、検査器具等は全て請負者が準備する。主任技術者は完成検査に立ち会う。

本件履行は、第五管区海上保安本部長が検査を命じた職員の検査合格をもって完了とする。

2-13 他工事等との出会い

他の請負者によって施工される工事等と出会いとなる場合は、監督職員の指示に従い相互において十分協議を行い、円滑な作業の実施に努める。

なお、試験調整時は、既設の建物、その他を毀損しないように注意して行い、毀損した場合は、直ちに監督職員に報告すると共に、その指示に従い速やかに復旧させる。

2-14 支払い

支払いは完了払いとする。

## 第3章 特記仕様

### 3-1 一般事項

- (1) 本件作業に際しては、監督職員と十分協議し、当庁業務に支障をきたさないように行う。
- (2) 本件作業による業務休止は、必要最小限度とし、事前に監督職員に作業内容及び業務休止時間等の資料を提出し協議を行った後に実施する。
- (3) 本件作業の際、USBメモリ等外部電磁的記録媒体を使用する場合は、当庁機器に接続する直前に、最新のパターンファイルを適用したウイルスチェックを実施し、取外し直後にも同様にウイルスチェックを実施する。
- (4) 履行場所への立ち入りの際は、事前に監督職員に連絡し、打合せを行う。
- (5) 本件作業にあたっては、執務の妨げにならないように行う。
- (6) 本試験調整にあたり、関連する機器取扱説明書等は必要に応じて提示又は貸し出しする。

### 3-2 単体試験調整

単体試験調整は、新設する装置の取扱説明書に記載する試験成績書等の機能、性能を確認する。なお、試験調整で使用する測定器にあつては、全て請負者で用意する。

#### 1 A I S 情報管理装置

- (1) パネル、ユニットの組込み、装置内部の配線確認
- (2) 装置外部との配線確認
- (3) 各部電源電圧の測定
- (4) 消費電力の測定
- (5) 処理部
  - 処理部 1 起動確認
  - 処理部 2 起動確認
  - 処理部 3 起動確認
- (6) 管理コンソール
  - 各定数の設定及び調整
  - 名称等の設定
  - 印刷設定
- (7) 陸上局操作装置 2台
  - 各定数の設定及び調整
  - 名称等の設定
  - 印刷設定

#### 2 A I S 陸上局装置

- (1) 下記の単体試験調整を行う。
  - 送受信部の現用・予備切換
  - 電源部の現用・予備切換
  - 送受信部警報

電源部警報  
他装置監視制御

(2) 無線測定

下記の測定・調整を行い測定データを監督職員へ提出する。

周波数偏差  
占有周波数帯域幅  
スプリアス発射の強度（帯域外領域ならびにスプリアス領域）  
空中線電力  
その他別途監督職員から指示するもの

3-3 接続試験調整

次の機器間等において接続確認を行う。

(1) A I S 陸上局系データ

A I S 陸上局装置（送受信部）      A I S 情報管理装置  
A I S 陸上局装置（送受信部）      陸上局操作装置

(2) A I S 陸上局の装置制御情報項目、局全情報項目、装置障害情報及び他装置監視制御情報

A I S 陸上局装置（切換制御部）      A I S 情報管理装置

(3) A I S データ、I D データ

A I S 情報管理装置      A I S 運用卓  
A I S 情報管理装置      統括管制卓  
A I S 情報管理装置      管制記録編集装置

(4) A I S データ

A I S 情報管理装置      船舶通航実態解析装置  
A I S 情報管理装置      気象データ処理装置  
A I S 情報管理装置      J シスサーバ

(5) トラッキングデータ

A I S 情報管理装置      レーダー映像合成装置

(6) I D、M M S I データ

情報管理装置      A I S 情報管理装置

(7) D G P S 補正データ

D G P S 受信機等      A I S 情報管理装置

3-4 総合動作確認

次の項目について動作確認を行う

(1) 装置の共通の動作確認

ログデータ、時刻同期

(2) 処理部の動作確認

(3) 陸上局操作装置の動作確認

(4) 管理コンソールの動作確認

- (5) 情報管理装置及びレーダー映像合成装置との連携確認  
航路通報データによるID自動付与の確認  
レーダーターゲットとAISターゲットとの合成確認
- (6) AIS陸上局装置の対向試験  
下記の対向試験調整を行う  
AIS情報管理装置からの操作  
江崎船舶通航信号所に設置されているAIS情報管理装置から下記項目の遠隔操作を実施し、AIS陸上局装置に反映されることを確認する。
  - ・送受信部の系切換
  - ・電源部の系切換
  - ・切換制御部の再起動陸上局からの操作  
下記項目の操作を実施し、江崎船舶通航信号所、伊良湖船舶通航信号所及び今治船舶通航信号所に設置されているAIS情報管理装置に反映されることを確認する。
  - ・送受信部の現用・予備切換
  - ・電源部の現用・予備切換

### 3-5 AIS運用卓改修

- (1) AIS運用卓のソフトウェアを次の機能が追加された最新版(OIX-8)に更新する。
  - 航路標識の設定機能  
IMO規格(SN.1/Circ243/Rev.1)に基づく航路標識マークの表示機能
  - 位置報告がないAIS-SARTを受信時の受信陸上局の識別表示機能  
AIS-SARTで受信した電文の確度表示機能(ACTIVE、TEST、不確定)
  - AISメッセージ送信前の確認画面表示機能
- (2) AIS運用卓の基本動作を確認する。
- (3) AIS情報管理装置及び気象データ処理装置との間で正常に連携動作を行い、連続稼動を確認する。

### 3-6 OJT

試験調整終了後、別途監督職員の指示する日時および場所で機能、操作及び障害発生時の対応等に関するOJTを実施する。

- (1) 装置の概要及び系統説明
- (2) 運用及び保守に関する説明
- (3) 各種測定方法

なお、OJTに使用する資料及び機器等は請負者が準備する。

### 3-7 無線局検査対応

総務省の実施する無線局の変更検査に必要となる AIS 陸上局装置の電気的特性データを監督職員に提出する。

### 3-8 バックアップ媒体作成

試験調整等の作業が終了後、システムリカバリーなどのバックアップ用媒体を作成し、監督職員に提出する。

- (1) AIS 情報管理装置 処理部
- (2) AIS 情報管理装置 陸上局操作装置
- (3) AIS 運用卓